



SMTB年金ニュース



(平成26年12月17日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

期ずれ解消後の最低責任準備金算定上のコロガシ利率 (平成26年度7月～9月)

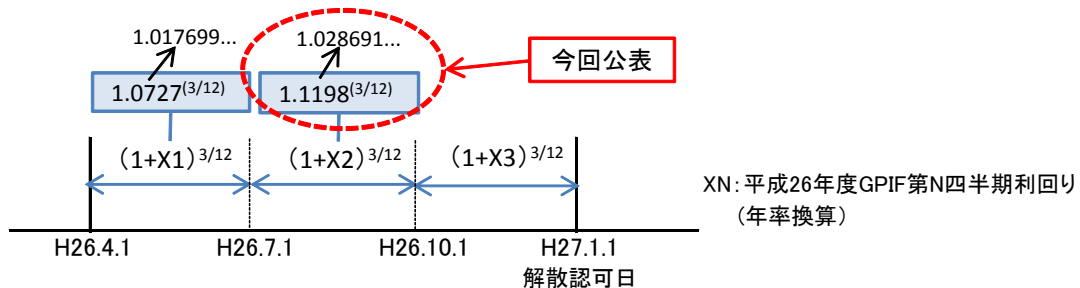
本日(平成26年12月17日)、厚生労働省告示第473号が公布され、厚生年金基金の期ずれ解消後の最低責任準備金の確定に用いるコロガシ利率が、以下のとおり更新されました。

・平成26年7月～平成26年9月 : 11.98% (年率換算・期ずれ解消後)

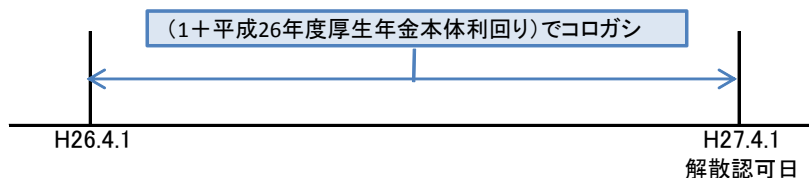
- ✓ 本コロガシ利率は年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が公表する運用結果を基に各年度第1四半期から第3四半期毎に告示され、解散または代行返上時における最低責任準備金の算定に使用します。

■解散・代行返上認可日に応じて、解散または代行返上の承認申請時の算定イメージは以下のとおりとなります。

(例1) 解散認可日が平成27年1月30日までの場合(以下の例は、解散認可日が平成27年1月1日)



(例2) 解散認可日が平成27年1月31日以降の場合(以下の例は、解散認可日が平成27年4月1日)



厚生年金本體利回りの公表により、それまでの四半期利回りから本體利回りの使用に変わります。

<参考>

上記に加え、厚生労働省告示第474号が公布され、平成25年6月改正法の施行日前に分割納付の承認を受け解散した特定基金における、責任準備金相当額の平成27年1月からの付利利率が、8.22%と定められました。

(平成26年以前の付利利率は右表のとおり)

暦年	付利利率	暦年	付利利率
H17	4.91%	H23	0%
H18	2.73%	H24	0%
H19	6.82%	H25	0%
H20	3.10%	H26	8.65%
H21	0%	H27	8.22%
H22	0%		

なお、平成25年6月改正法施行後1年以内に改めて納付計画の承認申請を行った場合における、承認以降の付利利率には、清算未了特定基金型加算金利率（平成26年度に承認を受けた場合は0.63%）が適用されます。

(厚生労働省告示第473号・474号)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20141217kokuji.pdf>

(企業年金の利率一覧)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20141217riritu.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595